

令和 6 年第442回臨時会

矢 吹 町 議 会 会 議 録

令和 6 年 4 月 3 日 開 会

令和 6 年 4 月 3 日 閉 会

矢 吹 町 議 会

令和6年第442回矢吹町議会臨時会会議録目次

第 1 号 (4月3日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	3
議会事務局長挨拶	4
町長挨拶	4
議員の自己紹介	5
執行部管理職紹介	7
臨時議長紹介	8
開会の宣告	8
開議の宣告	8
議事日程の報告	8
仮議席の指定	9
選挙第1号 議長の選挙について	9
議長就任の承諾及び挨拶	10
会議録署名議員の指名	11
会期の決定	11
選挙第2号 副議長の選挙について	11
副議長就任の承諾及び挨拶	13
議席の指定	13
選任第1号 常任委員会委員の選任について	14
選任第2号 議会運営委員会委員の選任について	15
選任第3号 議会広報編集委員会委員の選任について	15
各委員会正副委員長挨拶	16
選挙第3号 白河地方広域市町村圏整備組合議会議員の選挙について	17
報告第2号の上程、説明、質疑	18
承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	20
承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	22

承認第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 3
承認第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 3
承認第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 4
承認第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 5
同意第 2 号の上程、説明、採決	2 6
監査委員の挨拶	2 7
閉会中の継続調査の申し出について	2 7
閉会の宣告	2 7
署名議員	2 9

令和 6 年 4 月 3 日（水曜日）

（第 1 号）

令和6年第442回矢吹町議会臨時会

議 事 日 程 (第1号)

令和6年4月3日(水曜日) 午前10時開会

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 選挙第 1号 議長選挙について

議 事 日 程 (第2号)

日程第 3 会議録署名議員の指名

日程第 4 会期の決定

日程第 5 選挙第 2号 副議長の選挙について

日程第 6 議席の指定

日程第 7 選任第 1号 常任委員会委員の選任について

日程第 8 選任第 2号 議会運営委員会委員の選任について

日程第 9 選任第 3号 議会広報編集委員会委員の選任について

日程第10 選挙第 3号 白河地方広域市町村圏整備組合議会議員の選挙について

日程第11 報告第 2号 専決処分の報告について(専決第3号 損害賠償の額を定めることについて)

日程第12 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて(専決第4号 矢吹町コミュニティプラザ及び矢吹町営駐車場の指定管理者の指定について)

日程第13 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて(専決第5号 令和5年度矢吹町一般会計補正予算(第8号))

日程第14 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて(専決第6号 令和5年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算(第2号))

日程第15 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて(専決第7号 令和5年度矢吹町介護保険特別会計補正予算(第3号))

日程第16 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて(専決第8号 令和5年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号))

日程第17 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて(専決第9号 矢吹町税条例の一部を改正する条例)

日程第18 承認第 8号 専決処分の承認を求めることについて(専決第10号 矢吹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

日程第19 承認第 9号 専決処分の承認を求めることについて(専決第11号 矢吹町指定地域密着型サー

ビスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例)

日程第20 同意第 2号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

日程第21 閉会中の継続審査の申し出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1番	梅	宮	美和子	君	2番	小	島	紀	子	君
3番	芳	賀	慎也	君	4番	関	根	貴	将	君
5番	高	久	美秋	君	6番	鈴	木	浩	一	君
7番	富	永	創造	君	8番	三	村	正	一	君
9番	鈴	木	隆司	君	10番	青	山	英	樹	君
11番	熊	田	宏	君	12番	角	田	秀	明	君
13番	堀	井	成人	君	14番	藤	井	源	喜	君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	蛭	田	泰	昭	君	副町長	鈴	木	一	史	君	
教育	長	大	杉	和	規	君	代表監査委員	佐	藤	昇	一	君	
総務課長 兼選挙管理 委員会書記長	正	木	孝	也	君		企画・デジタル 推進課長	国	井	淳	一	君	
まちづくり 推進課長	神	山	義	久	君		会計管理者兼 総合窓口課長	佐	藤	浩	彦	君	
税務課長	小	磯		剛	君		保健福祉課長	山	野	辺	幸	徳	君
農業振興課長 兼農業委員会 事務局長	鈴	木	辰	美	君		商工観光課長	柏	村	秀	一	君	
都市整備課長	有	松	泰	史	君		上下水道課長	西	山	貴	夫	君	

行政管理監兼
危機管理監兼
政策管理監

阿 部 正 人 君

教育次長兼
教育振興課長

佐 藤

豊 君

生涯学習課
副 課 長

大 野 喜 敬 君

子育て支援
課 長

小 椋

勲 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 氏 家 康 孝

次 長 鈴 木 直 人

◎議会議務局長挨拶

○議会議務局長（氏家康孝君） 皆さん、おはようございます。

議員の皆様におかれましては、ご当選誠におめでとうございます。

本臨時会は一般選挙後、初めての議会となりますので、議事に入る前に皆様のお手元に配付してあります議事日程の前段となる会議を進めてまいりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

また、携帯電話等の議場への持込みは禁止されておりますので、ご協力をお願いいたします。

◎町長挨拶

○議会議務局長（氏家康孝君） それでは、初めに蛭田町長よりご挨拶をお願いしたいと思います。

蛭田町長、よろしくお願いいたします。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 議場の皆様、おはようございます。また、傍聴の皆様、ありがとうございます。

本日ここに、新たに選出されました議員の皆様をお迎えし謹んでご挨拶を申し上げる機会を得ましたことは、私の光栄とするところであります。改めてお祝いを申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、去る3月19日告示の矢吹町議会議員一般選挙におきまして、当選の栄を得られ、本日ここに初議会を開催する運びになりましたことは、誠にご同慶に堪えない次第であります。

さて、昨年は新型コロナウイルスの法的な位置づけが変更され影響は依然として残るものの、約3年にわたり続いた多方面の制約が解除され、社会経済活動は徐々に回復に向かっております。ポストコロナ時代における新たな自治体の運営は、コロナ禍における様々な経験を受けて変化した従来の延長ではない生活様式や価値観などを踏まえ、新たな視点により取り組む必要があります。厳しい財政運営などの課題がある中、先が見通せない物価高騰に対する町民の皆様や地域経済への継続的な支援、遊水地整備及び国道4号4車線化整備等、国主導の大規模事業の推進など、矢吹町のさらなる発展に資する現在と未来に向けた投資を行い、町民の皆様がこれからも明るく元気に笑顔があふれ、豊かな生活を送りながら、矢吹町に生まれてよかった、矢吹町に住んでよかったと思っていただけるような町にすることが私の重要な職務であると認識しております。

国や県にお任せではなく、町民に最も身近で町民生活を守り、寄り添うべき基礎自治体である市町村の役割は大変重要なものであり、町といたしましても、安全安心の確保はもとより、子供から高齢者まで全ての世代の皆様が本町に集い、みんなで育み、学び、支え合いながら、未来へとつながる誰一人取り残さないまちづくりを描き、推進してまいりたいと考えております。

また、令和6年度は、町の最上位計画である第7次矢吹町まちづくり総合計画前期基本計画、4年間のスタートの年となります。これらの計画策定及び新たなまちづくりにおいては、町民の皆様と共に考え行動し、矢吹の可能性を最大限に生かす未来をつくってまいり所存であります。

議員の皆様方の絶大なるご理解とご協力をお願い申し上げまして、私のご挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

◎議員の自己紹介

○議会事務局長（氏家康孝君） ありがとうございます。

次に、議員の皆様の自己紹介をお願いしたいと思います。

自己紹介は現在の仮議席の議席において議員番号1番から順にお願いをいたします。なお、起立により自己紹介をお願いいたします。

それでは1番、梅宮美和子議員からお願いいたします。

○1番（梅宮美和子君） 私、梅宮美和子と申します。よろしくお願いいたします。

今回、初めての議員に当選させていただきまして、本当にありがとうございました。

私が考えているのは、さきの歳入歳出を見たときに、歳出の部分で民生費の費用、これが、中身を見ますと介護費用、それから健康保険などが町税とほぼ同じぐらいの費用がかかっている となり、ここのところのほう、ちょっと減らしていかなければならないのかなというふうに感じました。それで、皆さん、町民の皆様の健康を考えながら日本一健康なまちづくり、これを目指したいなと思ひまして立候補させていただいたわけですが、その中で自主財源ではできない、どこも、福島県だけでなく全国お話を聞きますと、自主財源ではどこの市町村も厳しい状況にあるというのは聞いておりましたので、また、昨年度の歳入歳出の中でも矢吹町も 自主財源ではできないんだな、ここはもうちょっと を減らしたいなと感じまして、今回、当選させていただきました。

出身地は、生まれは北町なんですけれども、今住んでいるところは田町です。三村議員さんと同じ田町に住んでいるわけなんですけれども、三村議員もいろいろ、同じ 仲間なので、お世話にはなっております。

今後とも自分ができることに、皆さんのご支援、ご協力をいただきながら、今後頑張っていきたいと思ひますので、よろしくお願い申し上げます。

○2番（小島紀子君） 2番の小島紀子です。よろしくお願いいたします。

何も分からない私ですが、課長さんの顔は大体分かっておりますので、あと町政のほう皆様のご指導で、あと私ができる範囲で本当にまちづくり、いい町にしたい、子供たちが胸を張って矢吹町 。

よろしくお願いいたします。

○3番（芳賀慎也君） 皆様、改めましてこんにちは。

このたび2期目当選させていただきました芳賀慎也と申します。地元出身は井戸尻大和久、生まれも育ちも井戸尻大和久で、今46歳、今、議員の14名の中では最年少というところで、現役で子育て、小学生の息子と高校生の娘を育てる現役子育て世代で代表として来ているつもりでございます。

この2期目はしっかりと矢吹町、前に進めるために、また子供たち、町民の皆さんの福祉向上のためにしっかりと2期目も邁進してまいりたいと思ひますので、引き続き皆様のご支援とご協力をよろしくお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○4番（関根貴将君） 皆さん、こんにちは。

2期目当選させていただくことができました関根貴将と申します。矢吹町本町出身でございます。

今回の選挙の期間中ですが、常日頃から町民の方々のご意見、ご要望、たくさんを承っております。そのようなことを町政に訴え、実現していきたいと心から思っております。よろしくお願いいたします。

○5番（高久美秋君） 中畑選出の高久美秋です。1期4年の経験を生かし、2期目も頑張ってまいりますので、皆様のご指導、よろしくお願いします。

○14番（藤井源喜君） おはようございます。

藤井源喜です。神田出身です。元気がモットーです。よろしくお願いします。

○13番（堀井成人君） おはようございます。

三城目の堀井成人といいます。2期目ということで、本当に町のためにも活力あるまちづくり、防災に強いまちづくりということで、これからもよろしくお願いします。

○6番（鈴木浩一君） 鈴木浩一です。中畑選出ではありますが、矢吹小学校のほうに通っていましたが、学校時代。私が2期目を希望して出たのは、やっぱり町民の方々の声をより多く町のほうに届けたい、そういった思いで2期目、立たせていただきました。1期目でまだまだできない部分が多くありましたので、2期目はそれ以上に頑張ってやっていきたいと思います。どうかよろしくお願いします。

○7番（富永創造君） 皆さん、おはようございます。

3期目になりました富永創造でございます。町民の負託を受けてこの議場に返り咲きました。皆様のご指導受けながら、新たな気持ちで議員活動を邁進していきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○8番（三村正一君） 皆さん、こんにちは。

3期目に当選させていただきました三村正一です。出身は田町です。私はこのたびの選挙戦にずっと、一番最初の選挙から人に優しい住みよいまちづくりをつくりたいということを提案して、町民の方々にそれを訴えし続けてまいりました。そういったことで、今回3期目を迎えて、初心に返って議員の職責を全うしていきたいと思いますので、皆様のご指導よろしくお願いします。

○9番（鈴木隆司君） 皆さん、おはようございます。

鈴木隆司です。5期目になりました。5期目ということでその責任の重大さを痛感しております。これまでの経験、それから研修、視察の成果を存分に市政に生かして、よりよいまちづくりのために邁進する所存でございますので、よろしくお願いします。

○10番（青山英樹君） 皆様、おはようございます。

青山英樹でございます。議席の末席より いただきます。本来のあるべき議員として、議会の権能、機能というものをより充実させて発揮させていきたいというふうに思っております。ご指導のほどよろしくお願いします。

○11番（熊田 宏君） 熊田宏でございます。24年間ご指導ありがとうございました。また4年間よろしくお願いします。議員活動としましては町民の福祉の向上、議会におきましてはスムーズに議題が進むように発言に注意しながら活動したいと思います。よろしくお願いします。

○12番（角田秀明君） 角田秀明でございます。3月30日まで皆様にお世話になりながら議長職を全うさせていただきました。浅学非才ではございますが、今回7期目ということで一兵卒になって頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議会事務局長（氏家康孝君） ありがとうございました。

◎執行部管理職紹介

○議会議務局長（氏家康孝君）　続きまして、町三役代表監査委員、管理職の皆様を私からご紹介申し上げます。

初めに、蛭田泰昭町長でございます。

○町長（蛭田泰昭君）　よろしくお願いします。

○議会議務局長（氏家康孝君）　鈴木一史副町長でございます。

○副町長（鈴木一史君）　鈴木一史でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議会議務局長（氏家康孝君）　大杉和規教育委員会教育長でございます。

○教育長（大杉和規君）　よろしくお願いいたします。

○議会議務局長（氏家康孝君）　佐藤昇一代表監査委員でございます。

○代表監査委員（佐藤昇一君）　佐藤です。よろしくお願いします。

○議会議務局長（氏家康孝君）　次に、各課長の紹介を議員の皆様側から向かって左側から席順に紹介いたします。

正木孝也総務課長兼選挙管理委員会書記長であります。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（正木孝也君）　正木です。よろしくお願いします。

○議会議務局長（氏家康孝君）　国井淳一企画・デジタル推進課長であります。

○企画・デジタル推進課長（国井淳一君）　国井です。よろしくお願いします。

○議会議務局長（氏家康孝君）　神山義久まちづくり推進課長であります。

○まちづくり推進課長（神山義久君）　神山です。よろしくお願いいたします。

○議会議務局長（氏家康孝君）　山野辺幸徳保健福祉課長であります。

○保健福祉課長（山野辺幸徳君）　山野辺です。よろしくお願いします。

○議会議務局長（氏家康孝君）　阿部正人行政管理監兼危機管理監兼政策管理監であります。

○行政管理監兼危機管理監兼政策管理監（阿部正人君）　よろしくお願いします。

○議会議務局長（氏家康孝君）　続きまして、向かって右側の職員を紹介いたします。

佐藤豊教育次長兼教育振興課長であります。

○教育次長兼教育振興課長（佐藤　豊君）　佐藤です。よろしくお願いいたします。

○議会議務局長（氏家康孝君）　渡辺憲二生涯学習課長でありますが、本日は欠席しております。代理で大野喜敬生涯学習課副課長が出席しております。

○生涯学習課副課長（大野喜敬君）　大野です。どうぞよろしくお願いします。

○議会議務局長（氏家康孝君）　小椋勲子育て支援課長であります。

○子育て支援課長（小椋　勲君）　小椋です。よろしくお願いします。

○議会議務局長（氏家康孝君）　鈴木辰美農業振興課長兼農業委員会事務局長であります。

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君）　鈴木です。よろしくお願いいたします。

○議会議務局長（氏家康孝君）　柏村秀一商工観光課長であります。

○商工観光課長（柏村秀一君）　柏村です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議会議務局長（氏家康孝君）　有松泰史都市整備課長であります。

- 都市整備課長（有松泰史君） 有松です。よろしくお願いいたします。
- 議会事務局長（氏家康孝君） 西山貴夫上下水道課長であります。
- 上下水道課長（西山貴夫君） 西山です。よろしくお願いいたします。
- 議会事務局長（氏家康孝君） 小磯剛税務課長であります。
- 税務課長（小磯 剛君） 小磯です。よろしくお願いいたします。
- 議会事務局長（氏家康孝君） 佐藤浩彦会計管理者兼総合窓口課長であります。
- 会計管理者兼総合窓口課長（佐藤浩彦君） 佐藤浩彦です。よろしくお願いいたします。
- 議会事務局長（氏家康孝君） 私、議会事務局局長の氏家です。よろしくお願いいたします。

以上で執行部管理職等の紹介を終わります。

◎臨時議長紹介

- 議会事務局長（氏家康孝君） 本臨時会は選挙後の初議会であります。議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で最年長者である議員が臨時議長の職務を行うこととなっております。
- 臨時議長には、最年長者である10番、三村正一議員にお願いしたいと思います。
- それでは臨時議長の三村正一議員には、議長席に着かれ議事の進行をお願いをいたします。よろしくお願いいたします。

〔10番 三村正一議長席に着席〕

- 臨時議長（三村正一君） 議場の皆さん、おはようございます。また、傍聴席においでの方の皆さん、傍聴ありがとうございます。
- それでは、ただいま局長より臨時議長の指名を受けました三村正一でございます。地方自治法第107条の規定に基づき臨時議長の職務を行います。不慣れな点が少々あるかと思いますが、皆様のご協力をお願い申し上げます。

◎開会の宣告

- 臨時議長（三村正一君） それでは、ただいまから第442回矢吹町議会臨時会を開会いたします。
- ただいまの出席議員数は14名であります。

（午前10時19分）

◎開議の宣告

- 臨時議長（三村正一君） 出席議員数が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 臨時議長（三村正一君） 本会議の議事日程を局長から報告させます。
- 局長。

〔事務局長朗読〕

○臨時議長（三村正一君） ただいま局長朗読の議事日程のとおり本会議を進めることにいたします。

◎仮議席の指定

○臨時議長（三村正一君） これより日程に入ります。

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

ここで暫時休議いたします。

(午前10時24分)

○臨時議長（三村正一君） それでは再開いたします。

(午前10時25分)

◎選挙第1号 議長の選挙について

○臨時議長（三村正一君） 日程第2、これより選挙第1号 議長の選挙を行います。

局長に選挙第1号を朗読させます。

局長。

〔事務局長朗読〕

○臨時議長（三村正一君） お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条の規定に基づき投票により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（三村正一君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は投票により行うことに決定いたしました。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（三村正一君） ただいまの出席議員数は14名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、梅宮美和子議員、2番、小島紀子議員を指名します。

それでは投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付をお願いいたします。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（三村正一君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（三村正一君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検いたします。

立会人の方。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（三村正一君） 投票箱確認いただきました。異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

局長、お願いいたします。

〔事務局長点呼、投票〕

○臨時議長（三村正一君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（三村正一君） 投票漏れなしと認めます。

以上で投票は終了いたします。

これより開票を行います。

立会人の1番、梅宮美和子議員、2番、小島紀子議員は開票の立会いをお願いいたします。演壇前へ出てください。

局長、開票を命じます。

〔開 票〕

○臨時議長（三村正一君） これより選挙結果を報告いたします。

投 票 総 数 1 4 票

有 効 投 票 1 2 票

無 効 投 票 2 票

有効投票のうち 藤 井 源 喜 君 1 2 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票は4票です。

よって、藤井源喜議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（三村正一君） ただいま議長に当選されました藤井源喜議員が議場におられますので、本席より会議規則第33条の第2項の規定により当選の告知をいたします。

◎議長就任の承諾及び挨拶

○臨時議長（三村正一君） 次に、議長に当選されました藤井源喜議員からご挨拶をいただきたいと思います。

藤井源喜議員。

〔1 4 番 藤井源喜君登壇〕

○議長（藤井源喜君） 改めまして議場の皆さん、こんにちは。

ただいまの議長選挙で当選させていただきました2期目の藤井源喜でございます。もとより浅学非才、これ

角田前議長も言われていましたが、私もそう思っております。議長という重責を全うするために、前角田議長、それから熊田元議長、議長さんの諸先輩方の行動、名に恥じないように議会の運営をやっていきたいというふうに思います。私自身、これから粉骨砕身、自己研さんに努めながら、この職責を全うしていきたいと思いますので、どうぞ皆さんご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

○臨時議長（三村正一君） それでは新議長と議長席を交代いたします。

皆さん、ご協力誠にありがとうございました。

〔臨時議長、議長と交代〕

○臨時議長（三村正一君） ここで暫時休議をいたします。

(午前10時38分)

○議長（藤井源喜君） 再開いたします。

(午前10時40分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（藤井源喜君） それでは引き続き日程に入ります。

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

1 番 梅 宮 美和子 君

2 番 小 島 紀 子 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（藤井源喜君） 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日4月3日、1日といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日4月3日、1日と決定いたしました。

なお、本日の議事日程につきましてはお手元に配付してあるとおりであります。

◎選挙第2号 副議長の選挙について

○議長（藤井源喜君） 日程第5、これより選挙第2号 副議長の選挙を行います。

事務局長に選挙第2号を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（藤井源喜君） お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条の規定に基づき投票により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は投票により行うことに決定いたしました。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（藤井源喜君） ただいまの出席議員数は14名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条の第2項の規定により、立会人に1番、梅宮美和子議員、2番、小島紀子議員を指名いたします。

それでは投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付をお願いします。

〔投票用紙配付〕

○議長（藤井源喜君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検いたします。

立会人。

〔投票箱点検〕

○議長（藤井源喜君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

事務局長、お願いします。

〔事務局長点呼、投票〕

○議長（藤井源喜君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） 投票漏れなしと認めます。

以上で投票は終了いたします。

これより開票を行います。

立会人の1番、梅宮美和子議員、2番、小島紀子議員は開票の立会いをお願いいたします。演壇前へ出てください。

事務局長に開票を命じます。

〔開 票〕

○議長（藤井源喜君） これより選挙結果を報告いたします。

投 票 総 数 1 4 票

有 効 投 票 1 3 票

無 効 投 票 1 票

有効投票のうち 堀 井 成 人 君 1 2 票

関 根 貴 将 君 1 票

以上のとおりであります。

なお、この選挙の法定得票数は4票です。

よって、堀井成人議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（藤井源喜君） ただいま副議長に当選されました堀井成人議員が議場におられますので、本席より会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

◎副議長就任の承諾及び挨拶

○議長（藤井源喜君） 次に、副議長に当選されました堀井成人議員よりご挨拶をいただきたいと思います。

〔13番 堀井成人君登壇〕

○副議長（堀井成人君） 改めて議場の皆さん、こんにちは。

ただいま副議長選挙に当選しました2期目の堀井成人といいます。新議長、藤井源喜議長を補佐しながら町議会運営の発展と町の発展をしっかりとやりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（藤井源喜君） ここで暫時休議いたします。

なお、11時5分から議員控室において全員協議会を開催しますのでご協力をお願いいたします。

（午前10時52分）

○議長（藤井源喜君） 再開いたします。

（午前11時44分）

◎議席の指定

○議長（藤井源喜君） 日程第6、これより議席の指定を行います。

議席は、議会会議規則第4条第1項の規定により、ただいま着席のとおり指定いたします。

事務局長に議席番号と氏名を朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（氏家康孝君） それでは議席を報告いたします。

1番、梅宮美和子議員。2番、小島紀子議員。3番、芳賀慎也議員。4番、関根貴将議員。5番、高久美秋議員。6番、鈴木浩一議員。7番、富永創造議員。8番、三村正一議員。9番、鈴木隆司議員。10番、青山英

樹議員。11番、熊田宏議員。12番、角田秀明議員。13番、堀井成人副議長。14番、藤井源喜議長。

以上であります。

○議長（藤井源喜君） ただいま事務局長朗読のとおり議席を指定させていただきます。

◎選任第1号 常任委員会委員の選任について

○議長（藤井源喜君） 日程第7、これより選任第1号 常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任について、議会委員会条例第7条第4項の規定により議長において指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

事務局長に委員名を朗読させます。

○議会事務局長（氏家康孝君） それでは矢吹町議会常任委員会につきまして委員の朗読をいたします。

総務教育常任委員会委員。

小 島 紀 子 議員 関 根 貴 将 議員

高 久 美 秋 議員 富 永 創 造 議員

鈴 木 隆 司 議員 角 田 秀 明 議員

藤 井 源 喜 議長

続きまして、産業民生常任委員会。

梅 宮 美和子 議員 芳 賀 慎 也 議員

鈴 木 浩 一 議員 三 村 正 一 議員

青 山 英 樹 議員 熊 田 宏 議員

堀 井 成 人 副議長

以上であります。

○議長（藤井源喜君） ただいま事務局長朗読のとおり指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ご異議なしと認めます。

よって、総務教育常任委員会委員、産業民生常任委員会委員は事務局長朗読のとおり決しました。

ただいま各常任委員会委員が選任されましたので、直ちに各常任委員会を開き、正副委員長の互選と議会運営委員会委員及び議会広報編集委員会の委員をそれぞれ3名ずつ選出していただきます。よろしくお願いいたします。

それではここで暫時休議いたします。

（午前11時47分）

○議長（藤井源喜君） それでは再開いたします。

(午後 零時 12 分)

○議長（藤井源喜君） ただいま各常任委員会において正副委員長が決定いたしましたので、私から報告いたします。

総務教育常任委員会委員長、関根貴将議員、副委員長、小島紀子議員。産業民生常任委員会委員長、三村正一議員、副委員長、梅宮美和子議員。

以上で報告を終わります。

ここで昼食のため暫時休議いたします。

再開は 1 時 20 分です。

(午後 零時 12 分)

○議長（藤井源喜君） 再開いたします。

(午後 1 時 20 分)

◎選任第 2 号 議会運営委員会委員の選任について

○議長（藤井源喜君） 日程第 8、これより選任第 2 号 議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任については、議会委員会条例第 7 条第 4 項の規定により議長において指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することと決しました。

事務局長に委員名の朗読をさせます。

事務局長。

○議会事務局長（氏家康孝君） それでは議会運営委員会委員について朗読いたします。

芳 賀 慎 也 議員 関 根 貴 将 議員

鈴 木 隆 司 議員 青 山 英 樹 議員

熊 田 宏 議員 角 田 秀 明 議員

以上であります。

○議長（藤井源喜君） ただいま事務局長朗読のとおり指名することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員は事務局長朗読のとおり決しました。

◎選任第 3 号 議会広報編集委員会委員の選任について

○議長（藤井源喜君） 日程第 9、これより選任第 3 号 議会広報編集委員会委員の選任を行います。

議会広報編集委員会委員の選任については、議会広報の発行に関する規定第2条の規定に基づき選任するものでありますが、議長において指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

事務局長に委員名の朗読をさせます。

事務局長。

○議会事務局長（氏家康孝君） それでは議会広報編集委員会委員を朗読いたします。

梅 宮 美和子 議員 小 島 紀 子 議員

芳 賀 慎 也 議員 高 久 美 秋 議員

鈴 木 浩 一 議員 富 永 創 造 議員

以上であります。

○議長（藤井源喜君） ただいま事務局長朗読のとおり指名することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ご異議なしと認めます。

よって、議会広報編集委員会委員は事務局長朗読のとおり決しました。

ただいま議会運営委員会委員及び議会広報編集委員会委員が選任されましたので、直ちに各委員会を開き正副委員長互選をお願いいたします。

なお、議会広報編集委員の皆さんには、本会議終了後に第4会議室において編集委員会を開催しますので、よろしくお願いいたします。

ここで暫時休議いたします。

（午後 1時23分）

○議長（藤井源喜君） 再開いたします。

（午後 時 分）

○議長（藤井源喜君） ただいま議会運営委員会及び議会広報編集委員会が開催され正副委員長が決まりましたので、私から報告いたします。

議会運営委員会委員長に熊田宏議員、副委員長に青山英樹議員。議会広報編集委員会委員長に富永創造議員、副委員長に梅宮美和子議員。

以上であります。

◎各委員会正副委員長挨拶

○議長（藤井源喜君） これより各常任委員会、議会運営委員会及び議会広報編集委員会の各委員長からそれぞれ挨拶を求めます。

初めに、総務教育常任委員会委員長、関根貴将議員。

〔総務教育常任委員会委員長 関根貴将君登壇〕

○総務教育常任委員会委員長（関根貴将君） 皆様、こんにちは。

総務教育委員会委員長に選任していただき委員長となりました関根と申します。一生懸命頑張らせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（藤井源喜君） 次に、産業民生常任委員会委員長、三村正一議員。

〔産業民生常任委員会委員長 三村正一君登壇〕

○産業民生常任委員会委員長（三村正一君） ただいま産業民生委員長を拝命いたしました三村正一です。各委員の協力を得て町民福祉の向上に務めてまいりたいと思いますので、ご協力をいただきながら一生懸命頑張りますので、よろしくお願いいたします。

○議長（藤井源喜君） 次に、議会運営委員会委員長、熊田宏議員。

〔議会運営委員会委員長 熊田 宏君登壇〕

○議会運営委員会委員長（熊田 宏君） 議会運営委員会委員長に選出いただきました熊田でございます。スムーズな審議、スムーズな議会運営に努めます。皆様のご協力、よろしくお願いいたします。

○議長（藤井源喜君） 最後に、議会広報編集委員会委員長、富永創造議員。

〔議会広報編集委員会委員長 富永創造君登壇〕

○議会広報編集委員会委員長（富永創造君） ただいま議会広報編集委員委員長に選任されました富永創造でございます。議会の活動、これを町民に分かりやすく、そして読みやすく、ほかの委員と一緒にしっかりとその編集に努めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井源喜君） 以上で各委員長からの挨拶は終わります。

◎選挙第3号 白河地方広域市町村圏整備組合議会議員の選挙について

○議長（藤井源喜君） 日程第10、選挙第3号 白河地方広域市町村圏整備組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。白河地方広域市町村圏整備組合議会議員の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ご異議なしと認めます。

よって、白河地方広域市町村圏整備組合議会議員の選挙の方法については指名推選で行うことに決定しました。

それではお諮りいたします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

それでは白河地方広域市町村圏整備組合議会議員には議長の私と副議長の堀井成人議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま私と私が指名しました堀井成人議員を白河地方広域市町村圏整備組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました私と副議長の堀井成人議員が白河地方広域市町村圏整備組合議会議員に当選されました。

ただいま当選しました私と堀井成人議員が議場におりますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（藤井源喜君） 日程第11、これより報告第2号 専決処分の報告について（専決第3号 損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは説明いたします。

日程第11、報告第2号 専決処分の報告についてであります。

専決第3号 損害賠償の額を定めることについて、本件は令和5年12月15日午前7時30分頃、町道堰の上7号線において車両がL型側溝上を走行する際、グレーチング蓋が跳ね上ったことによりリヤフロアパンが損傷する損害を与えたことに対する損害賠償であります。

なお、損害賠償額は12万732円であり、相手方との示談は成立しております。

つきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、令和6年3月14日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藤井源喜君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

報告第2号 専決処分の報告について（専決第3号 損害賠償の額を定めることについて）は、地方自治法第180条第2項の規定による報告のため、討論を省略し、報告のみとさせていただきます。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤井源喜君） 日程第12、これより承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（専決第4号 矢吹町コミュニティプラザ及び矢吹町営駐車場の指定管理者の指定について）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは説明いたします。

日程第12、承認第2号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第4号 矢吹町コミュニティプラザ及び矢吹町営駐車場の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者の指定を受けた、まちおこしサークル「わ」が法人格を取得し、団体名称等が変更となったことから指定管理者を変更するものであります。

なお、新法人、株式会社晴れの杜による指定管理の期間が令和6年4月1日から開始となることから、緊急を要し議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月25日に専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものであります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藤井源喜君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（専決第4号 矢吹町コミュニティプラザ及び矢吹町営駐車場の指定管理者の指定について）を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第2号は原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤井源喜君） 日程第13、これより承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（専決第5号 令和5年度矢吹町一般会計補正予算（第8号））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 日程第13、承認第3号 専決処分の承認を求めることについてであります。

専決第5号 令和5年度矢吹町一般会計補正予算（第8号）について、既定の歳入歳出予算からそれぞれ1

億5,435万3,000円を減額し、総額を88億2,438万5,000円とするとともに、繰越明許費の補正及び地方債の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、法人事業税交付金1,357万9,000円、地方特例交付金4,788万5,000円、繰入金2,819万5,000円をそれぞれ増額し、地方消費税交付金6,453万3,000円、地方交付税3,895万4,000円、国庫支出金6,990万3,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費をふるさと思いやり原資積立金等により4,889万1,000円の減額、民生費を健康センター管理運営事業等により2,207万6,000円の減額、衛生費を新型コロナウイルスワクチン接種費等により3,951万2,000円減額するものであります。

次に、繰越明許費の補正の内容につきましては、住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対策給付金支給事業等の10事業について、年度内完了が困難なことから総額2億715万2,000円を設定し、また、地域集会所整備事業については187万円増額変更するものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、緊急自然災害防止対策事業債ため池を10万円、災害援護資金貸付金債、これが250万円をそれぞれ減額するものであります。

つきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものであります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藤井源喜君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（専決第5号 令和5年度矢吹町一般会計補正予算（第8号））を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第3号は原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤井源喜君） 日程第14……

〔「議長、すみません、1期生の方がどこ見ていいかわかっていないみたいなので、議長言った後に局長のほうから議案書の何ページと言っていたらと、どこ見ていいか分

かと思っていますので、 よろしく願います」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井源喜君） 分かりました。配慮ありがとうございます。少しお待ちください。

暫時休議いたします。

（午後 1時50分）

○議長（藤井源喜君） 再開いたします。

（午後 1時52分）

○議長（藤井源喜君） 日程第14、これより承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（専決第6号 令和5年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第2号））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは説明いたします。

日程第14、承認第4号 専決処分の承認を求めることについてであります。

専決第6号 令和5年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,255万6,000円を減額し、総額を16億4,594万4,000円とするものであります。

歳入の内容は、国庫支出金7万2,000円、繰入金2,766万3,000円、諸収入573万2,000円をそれぞれ増額し、国民健康保険税302万4,000円、使用料及び手数料18万7,000円、県支出金5,281万2,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は、保険給付費2,255万6,000円を減額するものであります。

つきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものであります。

ご審議のほど、よろしく願います。

○議長（藤井源喜君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（専決第6号 令和5年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第2号））を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第4号は原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤井源喜君） 日程第15、これより承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（専決第7号 令和5年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第3号））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは説明いたします。

日程第15、承認第5号 専決処分の承認を求めることについてであります。

専決第7号 令和5年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ496万9,000円を減額し、総額を16億5,403万8,000円とするものであります。

歳入の内容は、県の支出金2,867万7,000円、繰入金2,697万7,000円をそれぞれ増額し、国庫支出金4,036万2,000円、支払基金交付金2,026万1,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は、保険給付費246万9,000円、地域支援事業費250万円をそれぞれ減額するものであります。

つきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものであります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藤井源喜君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（専決第7号 令和5年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第3号））を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第5号は原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤井源喜君） 日程第16、これより承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（専決第8号 令和5年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは説明いたします。

日程第16、承認第6号 専決処分の承認を求めることについてであります。

専決第8号 令和5年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ700万円を追加し、総額を2億790万4,000円とするものであります。

歳入の内容は後期高齢者医療保険料195万3,000円、繰入金501万8,000円、諸収入2万9,000円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の内容は、後期高齢者医療広域連合納付金700万円を増額するものであります。

つきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものであります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藤井源喜君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（専決第8号 令和5年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号））を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第6号は原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤井源喜君） 日程第17、これより承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（専決第9号 矢吹町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは説明いたします。

日程第17、承認第7号 専決処分の承認を求めることについてであります。

専決第9号 矢吹町税条例の一部を改正する条例について、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月31日に公布されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、関連する矢吹町税条例の一部改正について同日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものであります。

主な内容としましては、令和6年度の個人住民税の特別税額控除に係る規定の新設等であります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藤井源喜君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（専決第9号 矢吹町税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第7号は原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤井源喜君） 日程第18、これより承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（専決第10号 矢吹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは説明いたします。

日程第18、承認第8号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第10号 矢吹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和6年3月31日に公布されたことに伴いまして、地方自治法第179条第1項の規定により、関連する矢吹町国民健康保険税条例の

一部改正について同日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものであります。

改正の主な内容としましては、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を地方税法施行令の改正内容に合わせて引き上げるものであります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藤井源喜君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（専決第10号 矢吹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第8号は原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤井源喜君） 日程第19、これより承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（専決第11号 矢吹町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは説明いたします。

日程第19、承認第9号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第11号 矢吹町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、関連する矢吹町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等について、令和6年3月31日に専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものであります。

改正の主な内容としましては、書面揭示規制の見直し、身体的拘束等の適正化の推進、管理者の兼務範囲の

明確化等であります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藤井源喜君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（専決第11号 矢吹町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例）を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第9号は原案のとおり承認することに決しました。

◎同意第2号の上程、説明、採決

○議長（藤井源喜君） 日程第20、これより同意第2号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

ここで提出議案の配付をいたします。

〔提出議案配付〕

○議長（藤井源喜君） それでは事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（藤井源喜君） 提出者の説明を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは説明いたします。

日程第20、同意第2号 監査委員の選任につき同意を求めることについてであります。

本案は、町議会議員の任期満了に伴いまして新たな任期の議員のうちから選任するものであり、角田秀明氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

なお、任期につきましては議員の任期によることとなっております。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藤井源喜君） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論は省略し、直ちに採決に入ります。

なお、地方自治法第117条の規定により12番、角田秀明議員の退場を求めます。

〔12番 角田秀明君退場〕

○議長（藤井源喜君） この採決は起立により行います。

同意第2号に同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（藤井源喜君） ありがとうございます。起立全員であります。

よって、同意第2号 監査委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決しました。

ここで角田秀明議員の入場をお願いします。

〔12番 角田秀明君入場〕

○議長（藤井源喜君） 角田秀明議員の監査委員選任については同意されましたので、申し添えます。

◎監査委員の挨拶

○議長（藤井源喜君） ただいま監査委員に同意されました角田秀明議員より挨拶をいただきたいと思います。

〔監査委員 角田秀明君登壇〕

○監査委員（角田秀明君） ただいま同意をいただきました角田秀明でございます。守秘義務を守りながら佐藤代表の指導の下、9月議会には決算認定が否決されないよう一生懸命審議していきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（藤井源喜君） 日程第21、これより閉会中の継続調査の申出を議題といたします。

お手元に配付した資料のとおり、両常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び議会広報編集委員会委員長から閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。配付した資料のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ご異議なしと認めます。

よって、配付した資料のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（藤井源喜君） 以上で本臨時会の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これにて第442回矢吹町議会臨時会を閉会といたします。

ご協力誠にありがとうございました。

（午後 2時14分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 6 年 7 月 22 日

議 長 藤井源喜

臨時議長 三村正一

署名議員 梅宮美和子

署名議員 小島紀子